

平成30年度「小さな拠点」づくり ブロック別研修会

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する取組

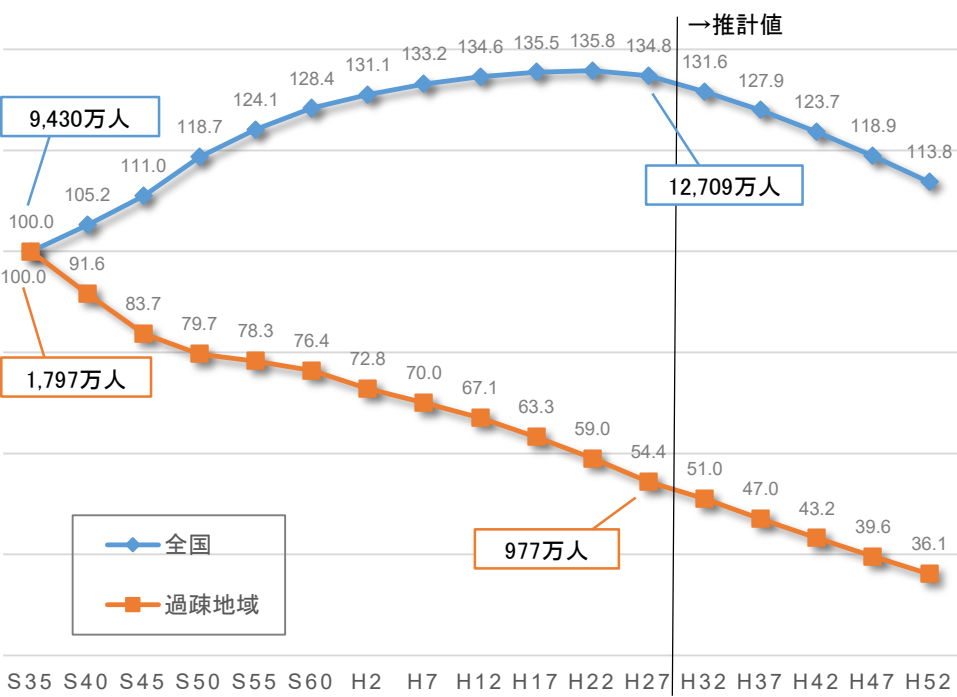
平成30年12月
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

過疎地域の現状等について

過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全 国)	(過疎地域の割合)
市町村数(平29. 4. 1)	817	1,718	47.6 %
人口(平27国調:万人)	1,088	12,709	8.6 %
面積(平27国調:km ²)	225,468	377,971	59.7 %

人口の推移(全国・過疎地域) ※S35年の人口を100とした場合

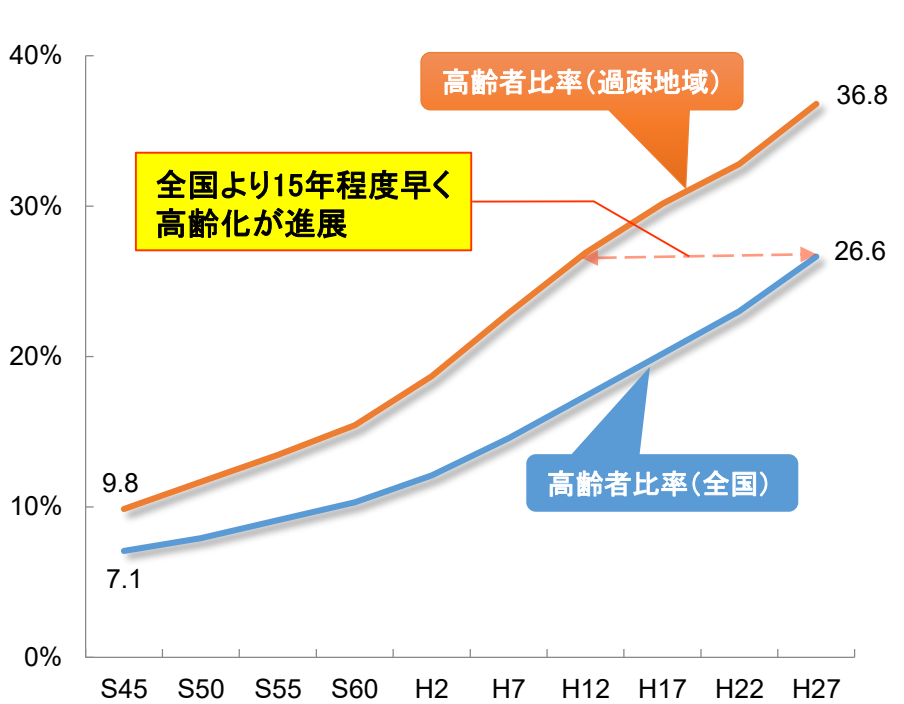


(備考) ※1: 過疎地域は平成28年4月1日時点(797市町村)である。
※2: 平成27年までの人口は国勢調査による。
※3: 過疎地域からは、一部過疎市町村は除く。
※4: 総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。
※5: 福島県の将来推計人口は、「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では県単位でしか推計していない。よって、福島県内過疎市町村については、「日本の将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による市町村ごとの将来推計人口に、県全体の将来推計人口の減少率(平成25年3月推計/平成20年12月推計)を乗じて推計した。

年齢階層別人口構成

	過疎地域	全国
0～14歳の人口割合	10.7%	12.6%
15～29歳の人口割合	10.5%	14.6%
65歳以上の人口割合	36.7%	26.6%

高齢者比率及び若年者比率の推移



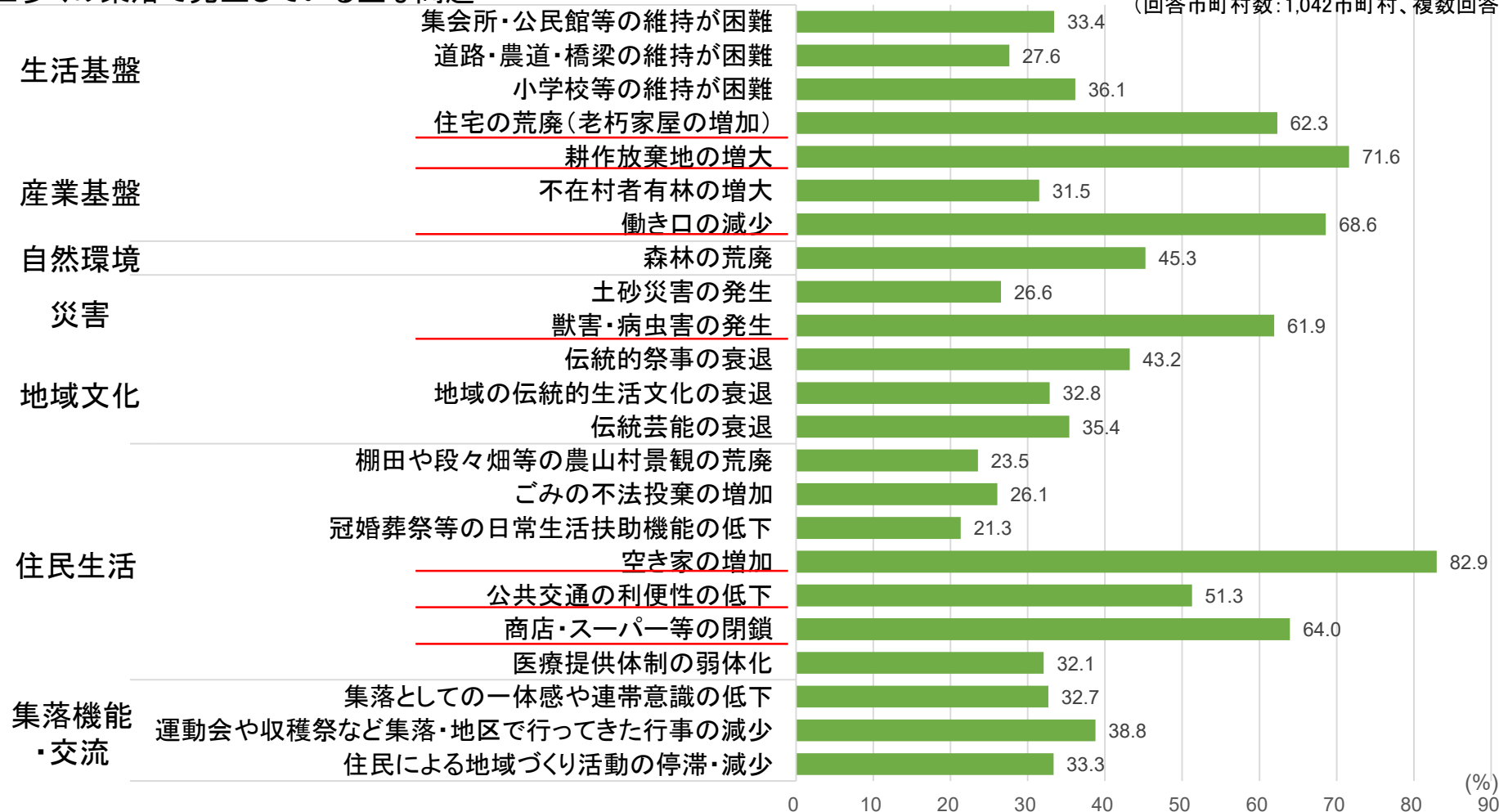
(備考) ① 国勢調査による。 ② 過疎地域は、平成28年4月1日現在。

コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難な状況が拡大してきている。

■ 多くの集落で発生している主な問題

多くの集落で発生している問題として市町村が挙げたものについて集計
(回答市町村数:1,042市町村、複数回答可)



出典:「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」(平成28年3月国土交通省、総務省)

http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku03_hh_000095.html

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。
まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

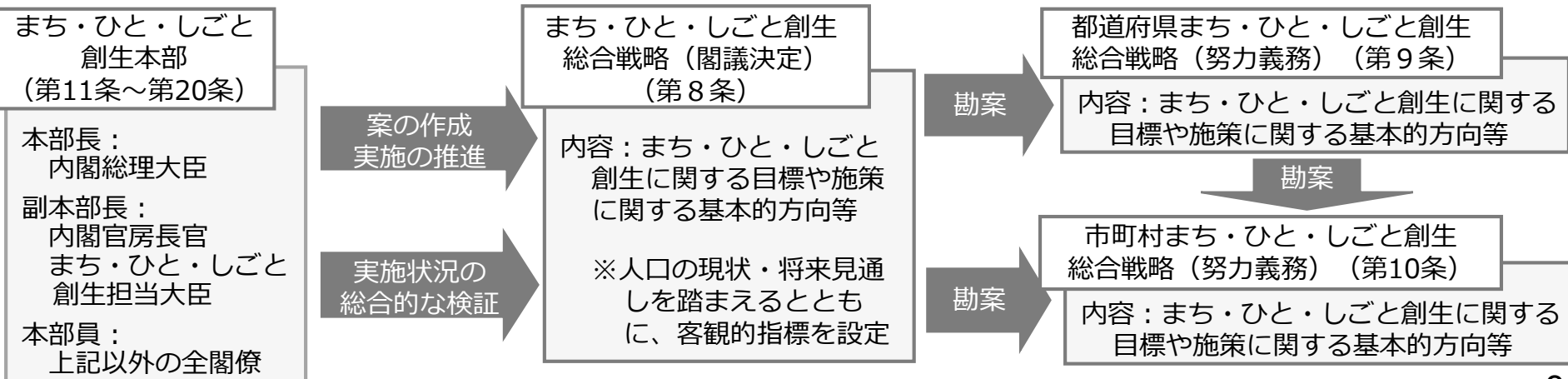
②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

○ 2017年度（総合戦略の中間年）のKPIの総点検を踏まえて、地方・東京圏の転出入均衡という基本目標をはじめとする各基本目標の達成を目指して、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化に取り組む。



◎各基本目標等の主なKPI（2020年目標）の進捗状況

＜基本目標①＞ 地方に「しごと」をつくる	＜基本目標②＞ 地方への新しい「ひと」の流れをつくる	＜基本目標③＞ 結婚・子育ての希望実現	＜基本目標④＞ 「まち」をつくる
・若者雇用創出数（地方） ：5年間で30万人 →18.4万人創出（2016年度推計） ・女性（25～44歳）の就業率 ：77% 69.5%（2013年） →74.3%（2017年）	・地方・東京圏の転出入均衡 - 東京圏への年間転入超過 10万人（2013年） →12万人（2017年）	・第1子出産前後の女性継続就業率 ：55% 38.0%（2010年） →53.1%（2015年） ・週労働時間60時間以上の雇用者割合：5%に低減 8.8%（2013年） →7.7%（2017年）	・立地適正化計画作成市町村数 ：300都市（150都市から変更） 4都市（2016年9月末） →142都市（2018年3月末） ・「小さな拠点」等の地域運営組織形成数 ：5千団体（3千団体から変更） 1,656団体（2014年） →4,177団体（2017年）

まち・ひと・しごと創生基本方針2018 –主なポイント–

地方創生の基本方針

1. ライフステージに応じた地方創生の充実・強化

- (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
 - ・地域中核企業支援等を通じた地域未来投資の促進
 - ・観光地域づくり・ブランディング等の推進
 - ・近未来技術等の実装
- (2) 地方への新しいひとの流れをつくる
 - ・キラリと光る地方大学づくり等
 - ・地方への企業の本社機能移転の促進
 - ・政府関係機関の地方移転
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ・「地域働き方改革会議」における「働き方改革」の実践等
- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
 - ・エリアマネジメント等によるまちづくりの推進
 - ・遊休資産等の活用を通じた「稼ぐ力」の向上
 - ・小さな拠点及び地域運営組織の形成

2. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行

- (1) 若者を中心としたUIターン対策の抜本的強化
 - ・UIターンによる起業・就業者創出（6年間で6万人）
 - ・地域おこし協力隊の拡充（6年後に8千人）
 - ・子供の農山漁村体験の充実
- (2) 女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（6年間で24万人）
- (3) 地方における外国人材の活用

3. 人生100年時代の視点に立った地方創生

- ・「まなび」の充実・学び直しが新たな可能性を生む
- ・「稼ぐ力」を磨き上げ、経済的自立を目指す

4. 平成32年度以降の次期5か年の「総合戦略」に向けて

- ・第1期の総仕上げを目指すとともに、必要な調査・分析を行い、次期「総合戦略」の策定に取り組む

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む地方公共団体を強力に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム (RESAS)

人材支援の矢

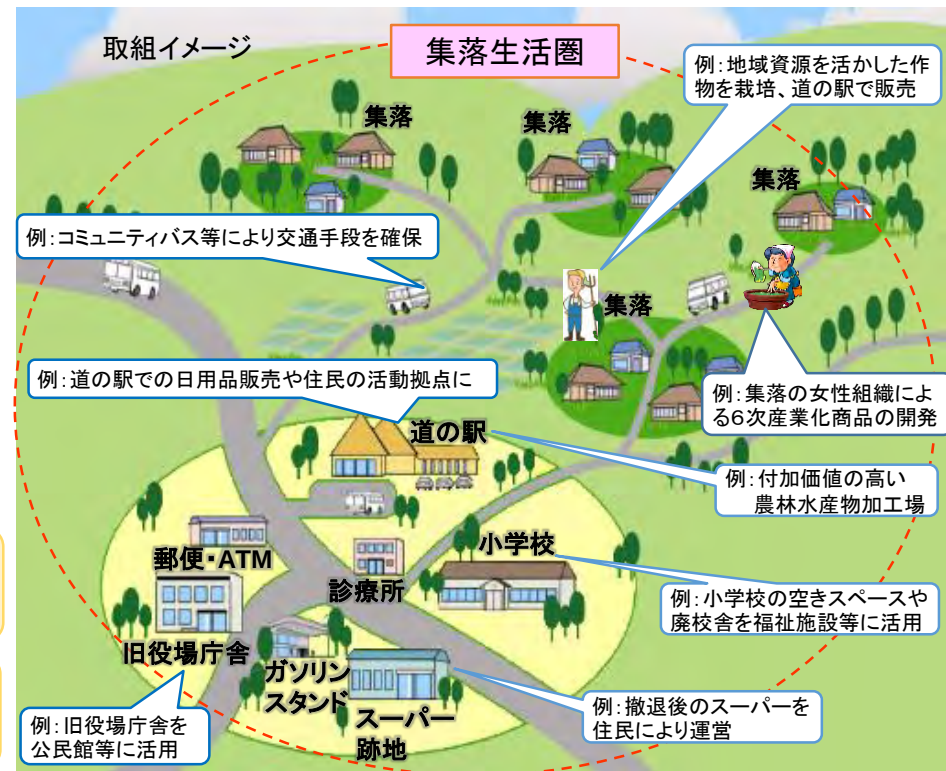
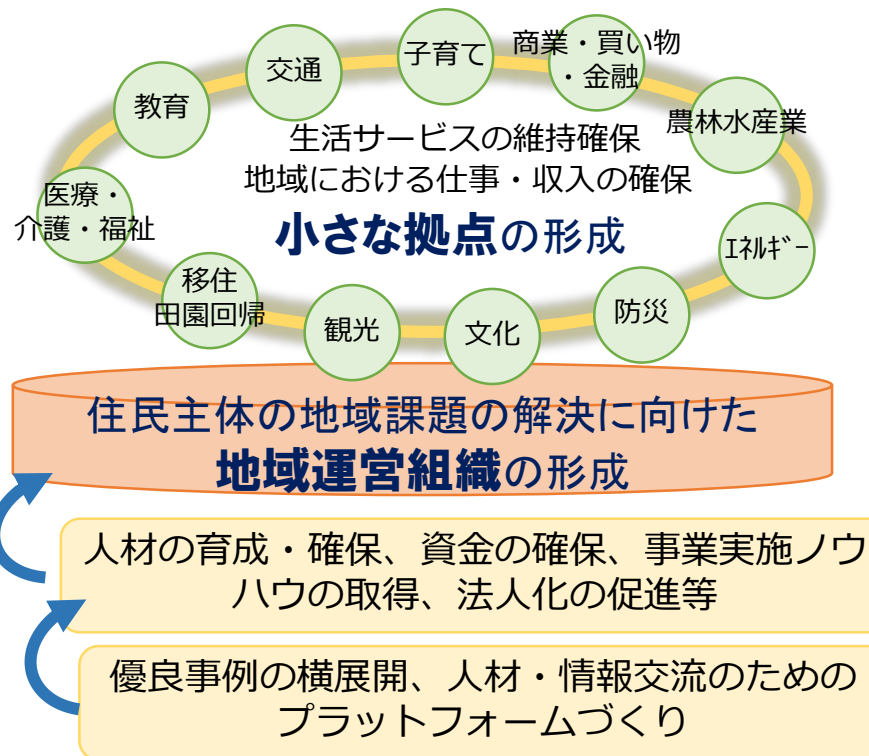
- ・地方創生カレッジ
- ・地方創生人材支援制度

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

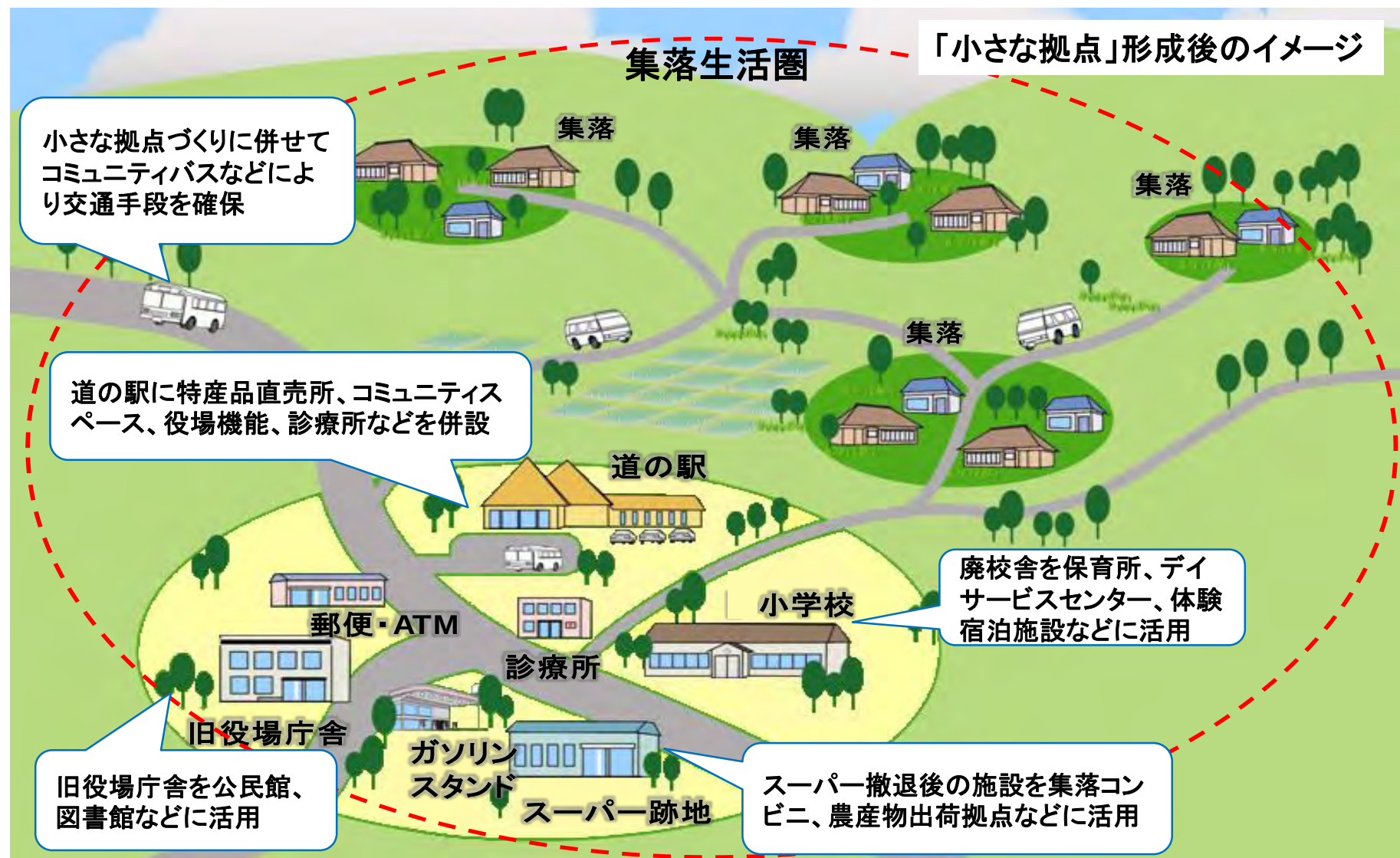
- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(**地域運営組織**)の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所(2018年5月:1,069箇所)、地域運営組織を全国で5,000団体(2017年10月:4,177団体)形成する。



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

「小さな拠点」とは

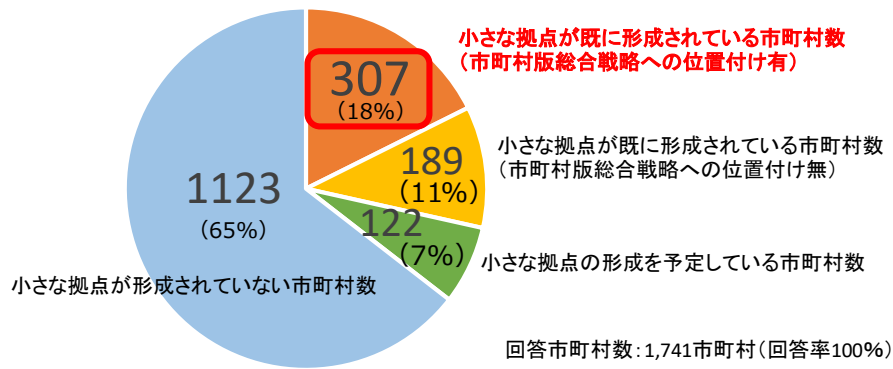
小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの **日常生活に不可欠な施設・機能**や地域活動を行う場所を集約・確保し、**周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶこと**で、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組



小さな拠点づくりに関する実態

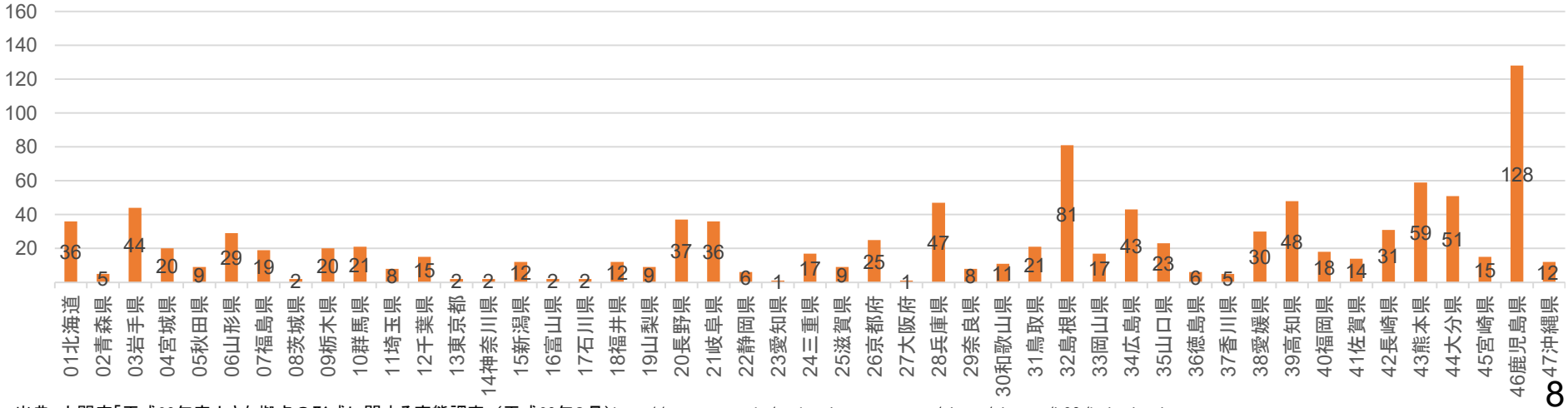
- 回答のあった市町村のうち、約28%にあたる496市町村において小さな拠点が形成
- そのうち、市町村版総合戦略に位置付けて取組を進めている市町村は307市町村(約18%)あり、**全国で1,069箇所**(平成29年5月末時点:908箇所)の小さな拠点が形成
- 1,069箇所のうち、84%の箇所で地域運営組織が形成され、地域の課題解決に取り組む

小さな拠点の現況



都道府県別の小さな拠点の形成状況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所の内訳)



小さな拠点における地域運営組織の現況

(市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点1,069箇所について集計)

地域運営組織の有無



小さな拠点1,069箇所に関する各種データ

- ・ 小さな拠点1箇所あたりの集落生活圏人口^{※1}は約2,700人
 - ・ 集落生活圏に存在する集落は全国で合計16,580集落。小さな拠点1箇所あたり約16集落
 - ・ 日本の全人口^{※2}の約2.3%が、集落生活圏で暮らしている
- ※1 小さな拠点を利用して生活している人の数
※2 平成27年国勢調査を参照

小さな拠点にある主な施設

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		※複数回答
a 市役所・町村役場の本庁	107	(10%)	74	(11%)	107 74
b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口	429	(40%)	359	(55%)	429 359
c 公民館(分館も含む)	633	(59%)	408	(62%)	633 408
d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設	686	(64%)	374	(57%)	686 374
e 郵便局(簡易郵便局含む)	887	(83%)	543	(83%)	887 543
f 農協	474	(44%)	374	(57%)	474 374
g 銀行、信用金庫等金融機関(郵便局、農協除く)	294	(28%)	186	(28%)	294 186
h ATM(郵便局や農協等の施設に併設している場合も含む)	686	(64%)	459	(70%)	686 459
I 保育所・幼稚園(認定こども園も含む)	668	(62%)	429	(66%)	668 429
j 小学校	688	(64%)	456	(70%)	688 456
k 中学校	397	(37%)	316	(48%)	397 316
l 高等学校	116	(11%)	76	(12%)	116 76
m 運動施設(運動場、体育館等)、公園、広場	781	(73%)	453	(69%)	781 453
n 医療施設(病院、診療所等)	604	(57%)	435	(67%)	604 435
o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター	582	(54%)	382	(58%)	582 382
p ガソリンスタンド	611	(57%)	422	(65%)	611 422
q 食料品・日用品販売店(スーパー、コンビニ、個人商店等)	868	(81%)	540	(83%)	868 540
r 飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)	776	(73%)	468	(72%)	776 468
s 道の駅	133	(12%)	93	(14%)	133 93
t 物産・観光施設(道の駅以外)	426	(40%)	257	(39%)	426 257
u 宿泊施設	469	(44%)	320	(49%)	469 320
v 鉄道駅	225	(21%)	156	(24%)	225 156
w バス停留所	968	(91%)	568	(87%)	968 568
x その他	74	(7%)	49	(7%)	74 49

都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		
①あり	1,031	(97%)	607	(93%)	
②なし(今後開設予定)	6	(1%)	1	(0%)	
③なし(予定もなし)	28	(3%)	42	(6%)	
合 計	1,065	(100%)	650	(100%)	

交通機関の種類

※上記、都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通機関の有無「①あり」の内訳

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		※複数回答
a 鉄道・軌道	186	(18%)	141	(23%)	
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	593	(58%)	411	(68%)	
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	391	(38%)	153	(25%)	
d 乗合タクシー	238	(23%)	129	(21%)	
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	59	(6%)	41	(7%)	
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	26	(3%)	11	(2%)	
g 地域住民による無償運送	7	(1%)	2	(0%)	
h その他・備考	28	(3%)	20	(3%)	
合 計	1,031	(100%)	607	(100%)	

小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無

	総合戦略 あり		総合戦略 なし			
①あり	887	(83%)	562	(86%)	887	562
②なし(今後開設予定)	28	(3%)	7	(1%)	28	7
③なし(予定もなし)	153	(14%)	83	(13%)	153	83
合 計	1,068	(100%)	652	(100%)		

交通機関の種類

※上記、小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通機関の有無 「①あり」の内訳

	総合戦略 あり		総合戦略 なし		※複数回答	
a 鉄道・軌道	59	(7%)	49	(9%)	59	49
b 民営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	422	(48%)	261	(46%)	422	261
c 公営路線バス(一般乗合)(コミュニティバス含む)	367	(41%)	206	(37%)	367	206
d 乗合タクシー	234	(26%)	158	(28%)	234	158
e 自家用有償旅客運送(市町村主体)	75	(8%)	58	(10%)	75	58
f 自家用有償旅客運送(地域住民・地域運営組織等主体)	34	(4%)	16	(3%)	34	16
g 地域住民による無償運送	7	(1%)	2	(0%)	7	2
h その他・備考	28	(3%)	20	(4%)	28	20
合 計	887	(100%)	562	(100%)		

標準的な小さな拠点のイメージ（例）

小さな拠点については、各地域の現状に応じて様々な取組がなされているが、実態調査の回答を基に作成した標準的なイメージ図



※平成30年度小さな拠点の形成に関する実態調査（平成30年9月 内閣府地方創生推進事務局）で回答された小さな拠点1,069箇所において、各調査項目（対象範囲、主な施設等）の過半を占めた回答を基に作成

12

「地域運営組織」とは

地域運営組織とは

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書より
《平成 30 年 3 月 総務省》

○地域の暮らしを守るため、**地域で暮らす人々が中心**となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織**

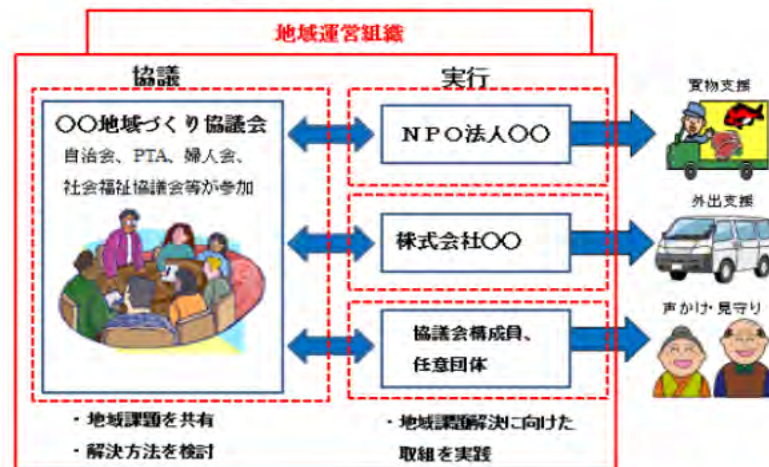
地域運営組織の組織形態としては、

- ・ 協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つもの（一体型）や、
 - ・ 協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、
- 地域の実情に応じて様々なものがある

（一体型のイメージ）



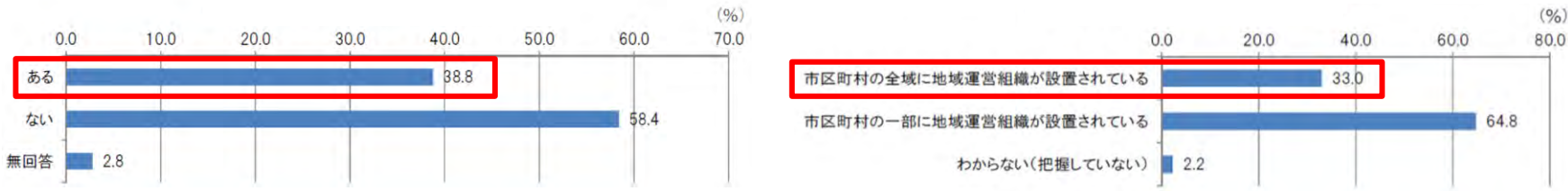
（分離型のイメージ）



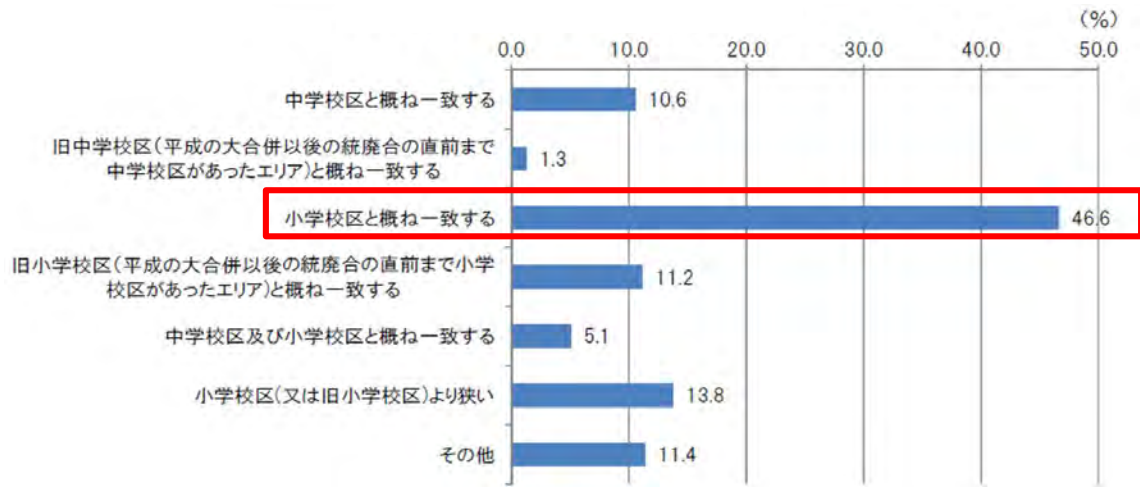
地域運営組織に関する実態

- 総務省の調査によると、有効回答1,741市町村中の675市町村(38.8%)で地域運営組織が組織されている。組織数は全国で4,177団体
- 地域運営組織が組織されている675市町村のうち、市町村の全域に設置されている市町村は33.0%
- 地域運営組織の活動範囲については、小学校区が46.6%と最も多い

■ 地域運営組織の有無 (有効回答: 1,741市町村) ■ 地域運営組織の設置状況 (地域運営組織のある市町村数: 675市町村)



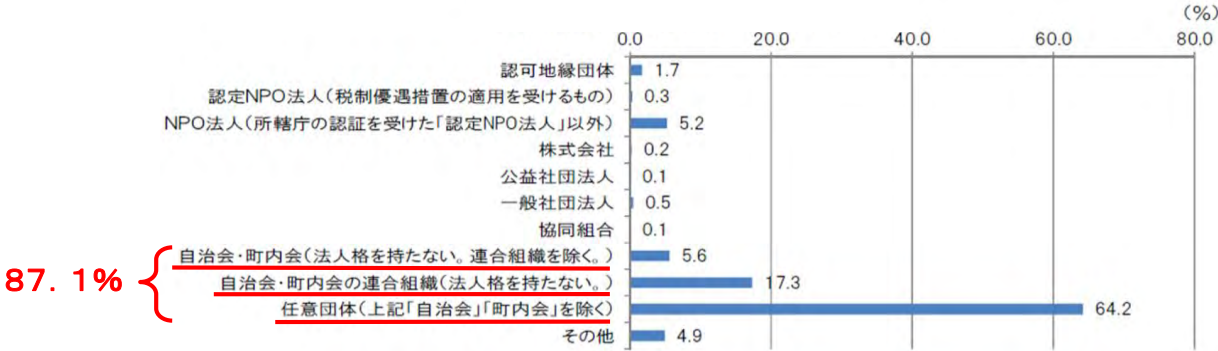
■ 地域運営組織の活動範囲と学区の関係性 (地域運営組織数: 4,177団体)



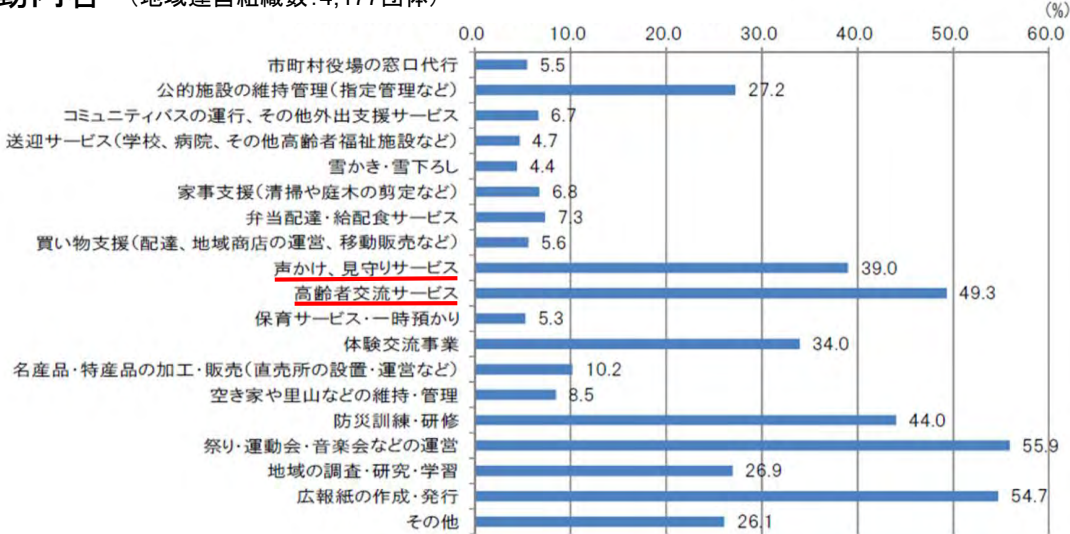
地域運営組織に関する実態

○地域運営組織の組織形態については、自治会・町内会を含め任意団体が**87.1%**
○活動内容については、地域の生活やくらしを見守る取組としては、「**高齢者交流サービス**」(49.3%)が最も多く、次いで「**声かけ・見守りサービス**」(39.0%)となっている。
※そのほかの取組としては、「祭り・運動会・音楽会などの運営」(55.9%)、「広報誌の作成・発行」(54.7%)といった活動が多い。

■ 地域運営組織の組織形態 (地域運営組織数:4,177団体)



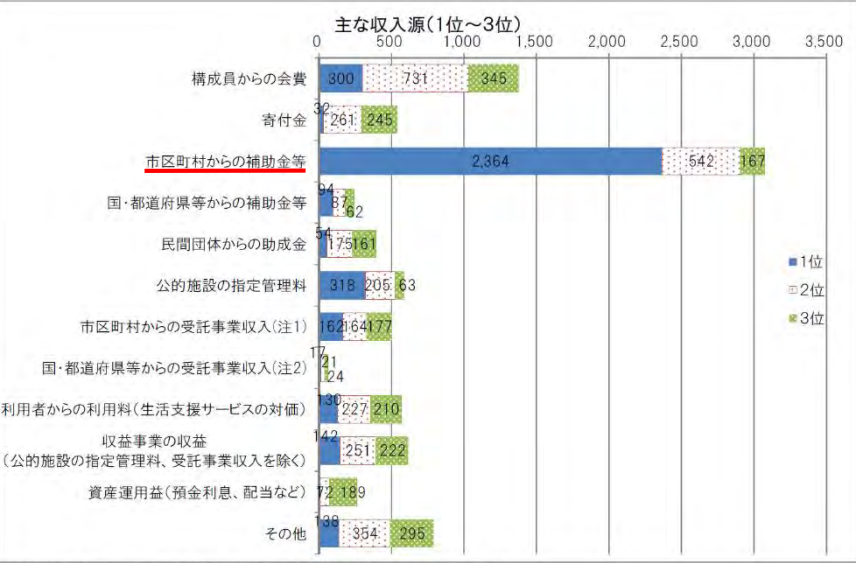
■ 実施している活動内容 (地域運営組織数:4,177団体)



地域運営組織に関する実態

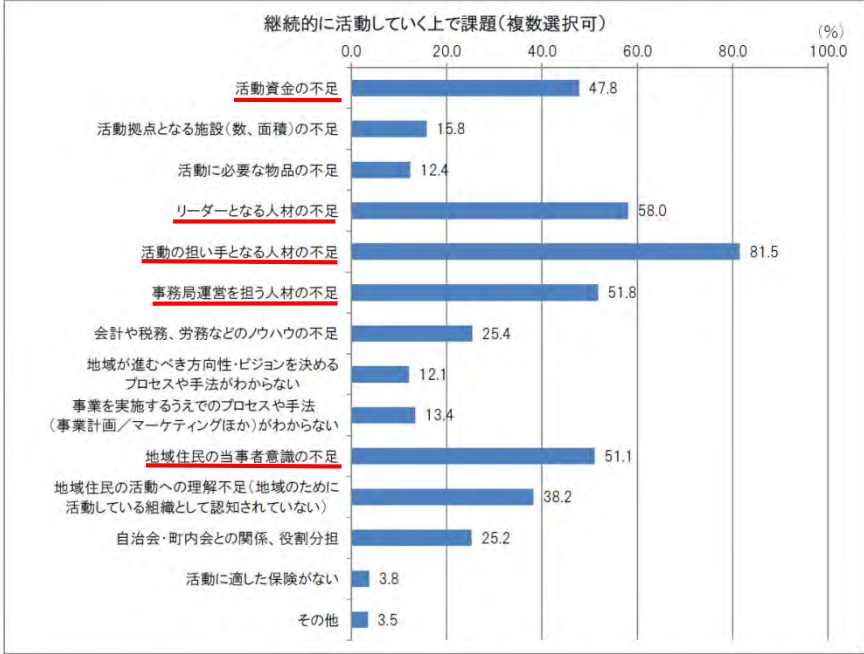
- 主な収入源は、「市区町村からの補助金等」が最も多い
- 継続的に活動していく上での課題として、「活動の担い手となる人材不足」が**81.5%**となり、その他も人材の不足に関する課題や、地域住民の当事者意識の不足、活動資金の不足が多い

■地域運営組織の主な収入源（地域運営組織数:4,177団体）

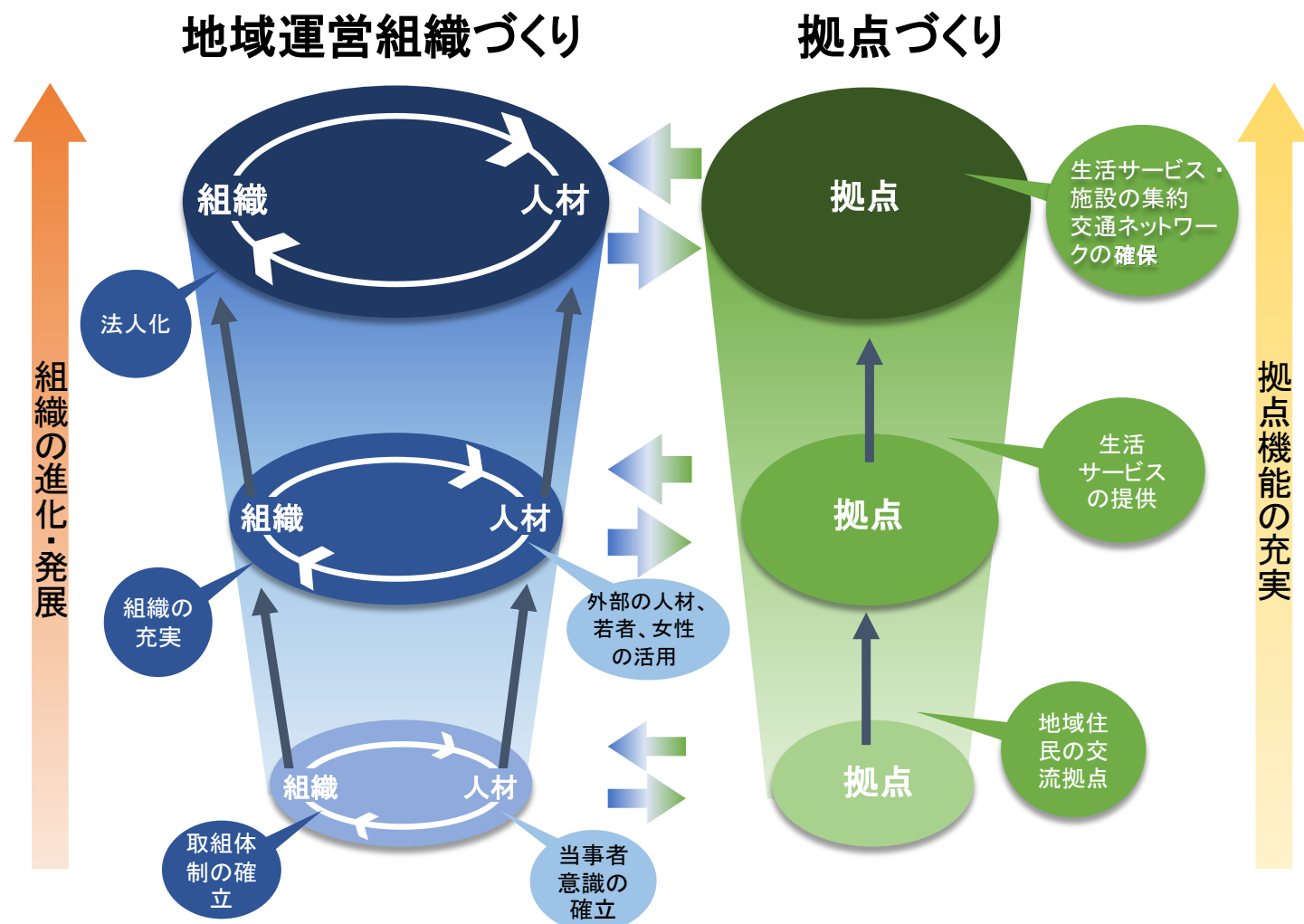


注1)「市区町村からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外
注2)「国・都道府県等からの助成金等」「公的施設の指定管理料」以外

■継続的に活動していく上での課題（地域運営組織数:4,177団体）
（複数回答）



「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



地域住民による活動のステップ



地域住民の暮らしの拠点形成

小さな拠点・地域運営組織の取組例

【ポイント】

- 小学校区や旧村のエリアにおいて、地域の課題に対応した事業の実施
- 自治会、町内会や婦人会、社会福祉協議会、農協など既存の組織・団体と連携

高齢者が多いが見守る人がいない・・・

高齢者の見守り

- ・定期的な高齢者の住宅訪問と声かけ
※他の事業(水道検針、お弁当の宅配等)の実施時に併せた声かけなども
- ・災害時に備えた要援助者等の把握

集落唯一の商店もなくなり、車の運転も限界・・・

生活サービスの提供

- ・(撤退した)商店やガソリンスタンドの運営
- ・買い物代行・宅配サービスの実施
- ・雪下ろしなど生活利便サービスの実施

交通(足)の確保

- ・コミュニティバスの運行
- ・商店や病院等への無料送迎サービス
- ・自家用有償旅客運送事業の実施

日中の居場所がない、子育てに不便・・・

コミュニティづくり

- ・地域住民の交流サロンの設置・運営
- ・婚活イベントの実施

子育て・地域社会教育

- ・保育サービスの実施
- ・学生の地域づくり活動への参加機会の提供
- ・多様な世代による交流・生涯学習活動

農業の後継者がいない、働き口がない・・・

農林業・特産品の開発・販売

- ・農事組合法人を設立し、共同して農業を実施
- ・地域の農産物を生かした特産品の開発・販売

移住者の受け入れ、農村交流

- ・古民家等を改修し、農泊やお試し居住を実施

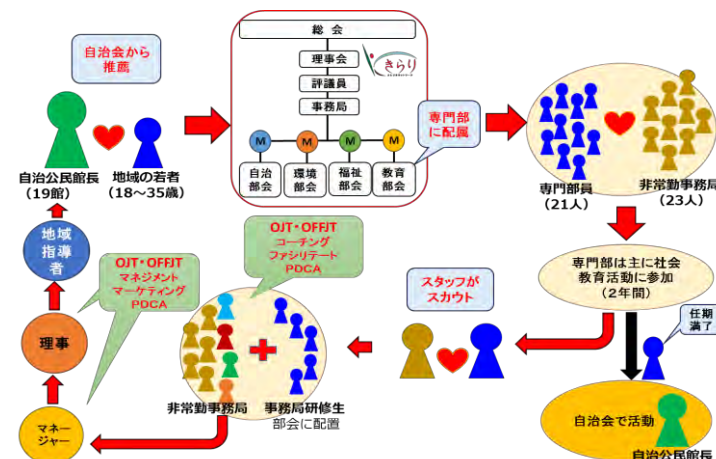


NPO法人 きらりよしじまネットワーク（山形県川西町吉島地区）

- 町の行財政改革に伴う公民館の公設民営化を契機とし、様々な課題が見られた地域を再生させるために、住民説明と住民ワークショップを3年間かけて丁寧に戻し、平成19年に全世帯加入のNPO法人を設立
- 特に、若者を中心に人材育成を図りながら、住み続けられる地域づくりを、徹底した進行管理のもとで展開。

展開している主な取り組み

- 子育て支援とともに青少年健全育成のための事業を展開し、高齢者向けの安否確認と買い物支援の事業や、防災への対策等を展開
- 6次産業化を推進するため弁当・惣菜加工所と産直市場の運営とともに、都市農村交流ビジネスを展開し、各種事業のための資金づくりも実施
- 人材育成にも力を入れており、全19の自治公民館から若者を推薦してもらい、キャリアアッププランを提示しながら地域指導者を育成



地域の若者を育成する仕組みの構築！

小さな拠点・地域運営組織の取組事例



(株) 吉田ふるさと村（島根県雲南市吉田町）

- 人口減少に危機感を持った住民有志が立ち上がり、昭和60年に、100人を超える村民から「村をなんとかしてほしい」と出資金を得て、行政の出資金と併せて「株式会社吉田ふるさと村」を設立。経営者、社員は全て民間で、行政が口を出さず民間主導で経営。
- 地元の農産物を活用した加工品の開発・販売の他に、住民の生活サービスの業務や地域資源を活かした観光振興等のコミュニティビジネスを実行。

展開している主な取り組み

- 地域産業の振興という観点から、地元の農産加工品を開発。卵かけご飯専用醤油「おたまはん」、地元の原材料による餅やとうがらし加工品等60品目を製造販売
- 住民の生活サービスのため、JRバスの廃止後のコミュニティバスの運行、村内に業者不在の水道事業の施工などを市から請け負う
- 高速道路の延伸を機に、地域資源の「たたら製鉄」の遺構や温泉・食を活かした観光振興を図る



多様な事業展開により地域の雇用拡大にも貢献！

かわかみらいふ

スーパーの商品を
「らいふ号」へ積み込み

移動スーパー事業
販売代行+見守り

吉野ストア株式会社

商品返却
現金精算

手数料収入

「かわかみらいふ」
が村内で販売

コミュニティナース事業
健康づくり+見守り

保健師が移動スーパーに同行し、
村民の見守りと健康づくりを実施

ならコープ

コープ物流センター
から荷物が届く

手数料収入

「かわかみらいふ」
が家庭へ宅配

宅配事業
運送業+見守り

商品を
「らいふ号」
へ再積み込み



ビジネススキームの着眼点

〈持続・収益・雇用〉＋協業企業とのWIN・WIN関係



■かわかみらいふ組織体制■

理事 長：村 民 副理事長：村 長
理事 等：ならコープ、吉野ストア、南都銀行、奈良県、
 商工会長、社会福祉協議会長、区長会長
社員 等：1.5名(正職員6・パート9) 20～60代、UI ターン比率 50%

「互助・共助」
企業も元気になる

地域生活を支える事業を展開し、新たな雇用の場と地域内経済循環にも寄与！²¹

行政の支援例

【ポイント】

- ・ 地域運営組織の立ち上げ・運営にあたっては、行政（市町村）の支援が必要不可欠
- ・ 地域づくりのパートナーとして地域課題の解決にむけ協働して取り組むことが有効

体制の確立

- ・ 支所も含め市町村役場内に地域支援の体制・組織を設置
- ・ 各地域担当職員の配置による地域との総合的な対応の実施
- ・ 地域でのワークショップ開催への市町村の積極的な関与・支援



- ✓ 地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、全庁的に支援
- ✓ 地域運営組織の立ち上げや持続的な運営をサポート

活動拠点・資金の確保

- ・ 公民館等の地域の交流拠点施設の指定管理委託
- ・ 各種協議会等への個別委託事業（交通安全、青少年育成、保険指導、環境美化等）を一括化
- ・ 従来の個別補助金を統合し、活動運営資金のための補助金・交付金により支援



- ✓ 指定管理等により活動拠点を確保
- ✓ 事務局員の人件費も含め、行政からの支援（指定管理料や交付金等）により、資金を確保
- ✓ 事業を一括して行うことにより、地域のことがなんでも把握できるように

人材育成・確保

- ・ 都道府県による市町村職員や住民への研修
- ・ 市町村による地域づくりを行う団体への研修
- ・ 地域おこし協力隊や集落支援員の活用
- ・ 地域運営組織同士の学び合いの場の開催

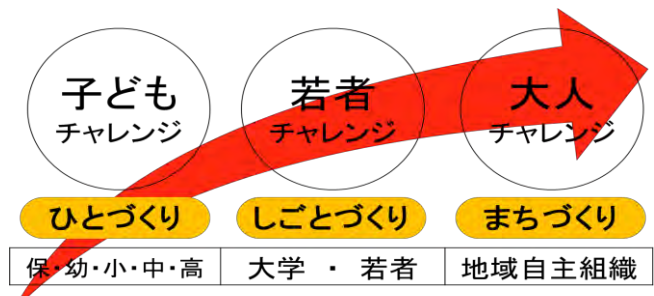
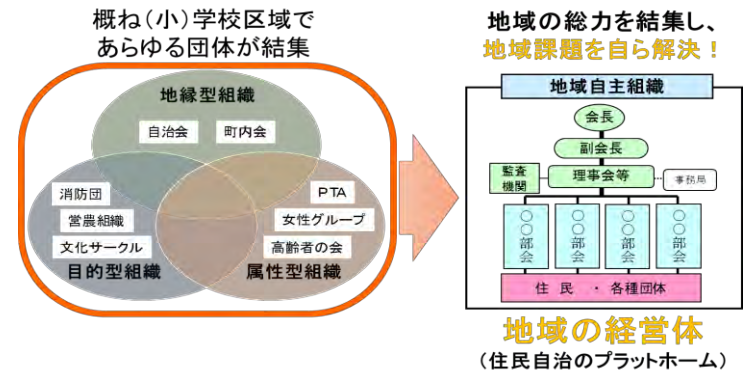


- ✓ 地域リーダーのみならず、組織の事務局職員の確保・育成をサポート

 島根県雲南市

- 平成16年11月に6町村が合併し、雲南市が誕生。合併を契機として、協働のまちづくりが本格化。平成16年の新市建設計画において、集落機能を補完する新たな自治組織として地域自主組織を位置づけ。概ね小学校区ごとの各地域で住民発意による地域自主組織が順次発足し、雲南市内全域で活動。
- 地域自主組織の取組を「大人チャレンジ」、後継者となる若者の取組を「若者チャレンジ」、若者の後継者づくりを「子どもチャレンジ」とし、チャレンジの連鎖でひとが育ち、仕事が生まれ、持続可能なまちづくりに取り組むことで、郷土への誇り・愛着を醸成。

- 市は地域自主組織を対等なパートナーとして位置づけ、積極的に支援
- 地域住民で地域課題に取り組むための一括交付金による財政支援
- 地域づくり担当者を配置し、人的支援を実施
- 地域と市が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う地域円卓会議の開催や地域同士の取組発表会を開催し、情報交換の場を創出



**地域の盛り上げのための祭りなどのイベント型から
住民自らが考え行動する地域課題解決型へ**

高知県

- 産業振興計画の「一次産業を中心とした産業成長戦略」を第一層、「地域資源を生かした地域アクションプラン」を第二層とし、こうした取組が届きにくい小規模な集落などを対象とした「集落活動センターを核とした集落の維持・再生の仕組みづくり」を第三層とした、三層構造での政策群で、中山間地域の持続的な発展を目指す。
- 集落活動センターや住民活動のさらなる掘り起こしに向けた財政支援、アドバイザーの派遣や地域支援企画員の配置による人材支援、集落活動センターの取組の普及に向けた情報支援を実施。

県対策本部等の体制整備

- ・ 高知県中山間総合対策本部（本部長：知事）を立ち上げ、全県的に中山間対策に取り組む体制を構築。県の重要施策である中山間対策に取り組む体制を明確にするため、平成29年4月に「中山間振興・交通部」を設置

集落活動センター支援チームによる支援

- ・ 地域支援企画員や市町村が連携した市町村別支援チームを編成し、全県を挙げて、集落活動センターの円滑な立ち上げや活動の充実・強化などの支援を展開



県全体の活性化に向け、産業振興と連動した中山間地域振興を全県で実施

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2018年度 1,069箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2017年度 4,177団体) の形成を目指す

①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設・運営、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H30年度予算)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.2億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(100.7億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上(H30年度500億円)

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

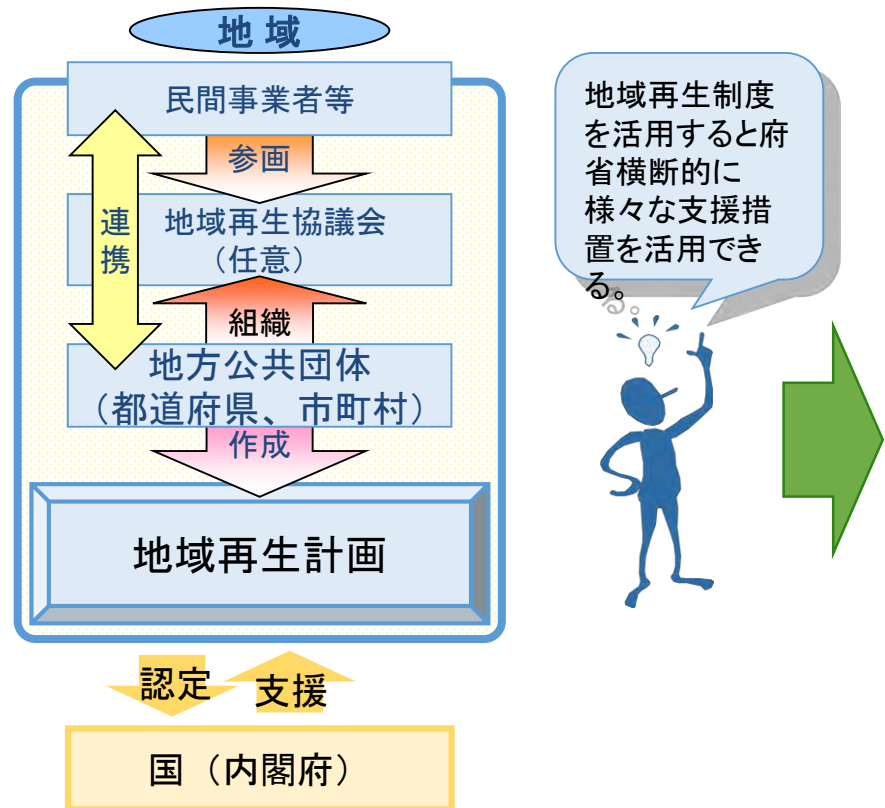
地域再生制度を活用した「小さな拠点」の形成

地方公共団体により地域再生制度を活用することにより、小さな拠点や地域運営組織の形成に向けた様々な支援が可能に

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



小さな拠点の形成に向けた主な支援制度

- ①国から地方公共団体への交付金による支援
地方創生推進交付金を活用し、小さな拠点の形成や地域運営組織の形成に向けたソフト事業について支援が可能に
- ②土地利用計画による農地転用・農振除外や開発許可等の特例
集落に必要な生活サービス施設等を誘導する小さな拠点の形成と周辺農地の保全・利用を図る地域再生土地利用計画の作成（都道府県知事同意）により、農地法や農振法、都市計画法の特例が活用可能に
- ③ふるさと会社への投資を応援する税制
地域の雇用創出や生活サービスの提供などの小さな拠点事業を行う株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資額分を寄付金控除（小さな拠点税制）
- ④地域運営組織を法的に位置付け
地域運営組織等の法人を地域再生推進法人として地方公共団体が指定することにより、官民連携による地域再生を推進

※①～③は地域再生計画の作成・認定が必要

①地方創生推進交付金の活用

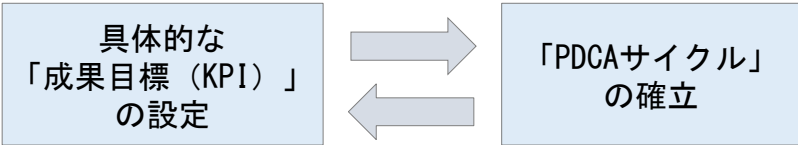
地方創生推進交付金

30年度予算額 1,000億円 (29年度予算額 1,000億円)

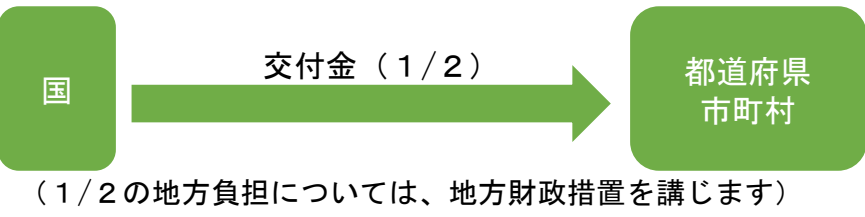
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



対象事業・具体例

- 【対象事業】
- ①先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗 等
 - ②先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- 【手続き】
- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

- ①ハード事業割合
 - ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
 - ・ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。
- ②横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円	(29年度：6.0億円)
	横展開	2.0億円	(29年度：1.5億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円	(29年度：4.0億円)
	横展開	1.4億円	(29年度：1.0億円)
- ③KPIの実績に基づいた事業計画の見直し
 - ・申請時に、実績を踏まえたPDCAサイクルによる事業の見直しを反映した事業計画の提出。

②地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画等

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・農転除外や開発許可の特例等が可能に

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画（地方公共団体作成、内閣総理大臣認定）において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏（集落生活圏）の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約

○市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定

- ・生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）
- ・就業機会を創出する施設（地場産品の加工・販売所、観光案内所等）

- 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- 農地転用許可・開発許可の特例

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興

○市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定

- 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保

○市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け

- 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に

③小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

（※H31年度末まで）

地方公共団体が小さな拠点形成事業を位置付けた
地域再生計画を作成・認定



株式会社による小さな拠点形成事業の実施

【事業のイメージ】

- ① 地域の就業機会の創出
持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業
 - ・地元農産品の開発販売 ・道の駅等の運営
 - ・農家レストラン、農家民泊の運営 等
- ② 生活サービス等の提供
拠点における生活サービス提供や交通ネットワークの確保等
 - ・日用品の販売 ・ガソリンスタンドの運営
 - ・コミュニティバスの運行 等

H30年度から大きく制度が拡充！！
○新しく会社を設立する際（設立時出資）も対象に！
（従前は、既存会社の増資のみ対象）
○手続きの大幅な合理化・簡素化



寄附金控除を適用
（出資額分（※）を総所得金額から控除）
※ 出資額（1,000万円限度）と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

出資額に応じて
所得税が減額

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農振農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

地域内外からの出資を原資に、
人口減少、雇用状況の厳しい中山間地域等における雇用創出、生活サービス機能の確保
暮らし続けられる地域の維持発展

小さな拠点税制の活用ポイント

①対象地域

中山間地域等の集落生活圏（都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって農振農用地を含むエリア）

• いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域など、都市部や市街地でなければ、ほとんどの地域が対象となります。

②対象事業（小さな拠点形成事業）

対象地域を対象とした①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

- ①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。
- 例えば、①雇用を創出する事業：地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス
②生活サービスを提供する事業：スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、訪問看護などの高齢者サービス など

③対象会社

中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、外部からの出資が1/6以上、常時雇用2人以上等

- 設立10年未満で、小さな拠点形成事業を専門に行う会社であれば、ほとんどの場合対象となります。
- **平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります**（従前は、増資のみ対象）。
- 株主（出資者）として、市町村や法人が入っていても、外部からの出資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粋民間企業でも対象になります。

例えば、地域で行う小売店やレストランを、役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

④手続き

地域再生計画に事業内容や事業主体等を位置付け、出資時に会社要件や個人からの払込みを地方公共団体が確認（H30年度から、手続きが簡略・合理化）

小さな拠点税制の活用事例（長野県豊丘村） ～道の駅を核とした小さな拠点～

- 道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。
- 「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。

小さな拠点税制の活用



株式会社豊かな丘
※平成29年12月設立

出資



村、個人出資者（豊丘村民等）

コミュニティビジネス

（地域の雇用創出、生活サービスの提供）

小さな拠点（道の駅）の管理運営を株式会社が実施

- 公共施設の維持管理運営等の受託
- スーパー誘致、農畜産物、林産物、加工品等の地域特産物の販売
- 農家レストランの運営
- 観光土産品の企画、製造及び販売
- イベント、各種体験講座等の企画及び運営

周辺図



地域再生計画の概要

● 地域再生計画の名称

道の駅を核とした小さな拠点整備計画

平成29年2月
地域再生計画認定

● 活用した支援措置

① 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制（小さな拠点税制）

株式会社が小さな拠点（道の駅）の管理運営を行う。

② 地方創生拠点整備交付金

道の駅施設のうち、コミュニティスペースや日用食料品販売店舗、行政情報コーナー等の建設等。

● 主な数値目標（KPI）

- 商業施設売上額：
0円（H28）→659,400千円（H32）
- 直売所において年間50万円以上の売上有る農業従事者数：
0人（H28）→192人（H32）
- 村営バス年間利用者数の割合：
87.6%（H28）→90.0%（H32）

スケジュール

H29.12会社設立、H30.3増資（税制適用）、H30.4道の駅オープン

期待される効果

- 新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- 村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- 緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

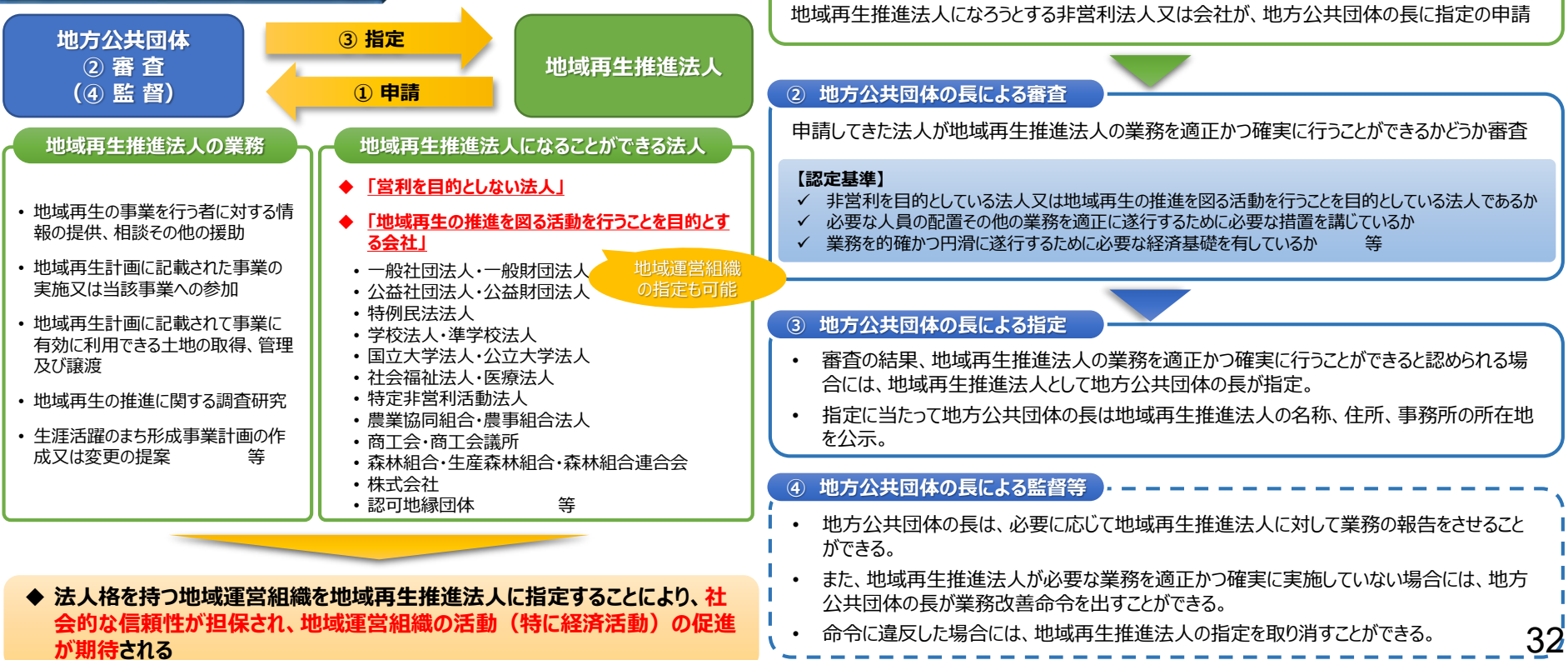
④地域再生推進法人の活用

- 地域再生を推進するに当たっては、地域住民に近い立場でのコーディネーター役として、コミュニティ再生などのノウハウを蓄積したNPO等と連携して取り組むことが重要。
- 地域再生制度では、地方公共団体の補完的な立場で地域再生の推進に取り組む組織として営利を目的としない法人（例：NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等）又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を**地域再生推進法人**として指定することが可能。

地域再生推進法人の指定の主なメリット

- ・ 官民協働の取組の一環として、**NPOや会社等と連携した地域再生事業の推進**が可能。（**地域再生計画の作成・認定は必要なし**）
- ・ 地域再生計画に記載された事業を行う場合において、当該事業に活用する土地の取得を行うときは、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の規定による**届出義務が免除**。

地域再生推進法人の指定フロー



全国フォーラム（小さな拠点・地域運営組織フォーラム）

平成30年1月16日、港区生涯学習センター（ばるーん）（旧港区立桜田小学校）において全国フォーラム「地方創生・小さな拠点学校」を開催。

フォーラムでは、約160名の方が来場し、「小さな拠点」形成に向けた先進的な取り組みの紹介や「小さな拠点」形成のポイントや課題などに関して議論。



中山間地域における小さな拠点及び地域運営組織の取組推進に向けて、全国の関係者（自治体職員、中間支援組織、地域住民・リーダー等）の理解促進、情報交流、学び合いを目的に、全国の優良事例の発表、有識者によるトークセッション、分野別の交流会等を開催します。

日時：2018（H30）年1月16日（火）13:00～17:00
（12:30 開場）

参加費無料
※事前申込制
（定員 300 名）

会場：港区生涯学習センター（ばるーん）（旧港区立桜田小学校）
（住所：港区新橋三丁目16番3号（新橋駅烏森口徒歩3分））

※お申込み・詳細は裏面をご覧ください▶▶

■プログラム

<第1部>

□全体フォーラム

「小さな拠点・地域運営組織の組成・持続に向けて
～先進事例にみる『つまづきポイント』の対応方法～」

- ・主催者挨拶
- ・事例地区の取組発表
- ・トークセッション：「つまづきポイント」の対応方法

<第2部>

□組織経営のテーマ別研修

- ・地域を見つめなおす（地域分析、住民の意識喚起、じぶんごと化）
- ・小さな事業おこし、成功体験の共有
- ・組織の立ち上げ・法人化
- ・事業運営、事業の合わせ技・ごちゃまぜ化
- ・福祉・介護連携
- ・人材育成・活用
- ・中間支援、行政の関わり方

※お申込み員にご興味のある研修内容をご記入頂き、研修のクラス分けを行います。

■登壇者・講師／事例地区

<登壇者・講師>

- ・小田切徳美（明治大学農学部教授）
- ・板持周治（島根県雲南市役所政策企画部地域振興課企画官）
- ・川北秀人（IIHOE（人と組織と地球のための国際研究所）代表）
- ・斎藤主税（NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンター理事・事務局長）
- ・高橋由和（NPO 法人きらりよしじまネットワーク事務局長）

<事例地区>

- ・吉澤武志（宮城県丸森町南地区振興連絡協議会事務局長）
- ・竹内千寿恵（NPO 法人 MYstyle@ 代表理事）
- ・畑和伸（三重県名張市一般社団法人青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会）
- ・森島章（滋賀県東近江市蒲生地区まちづくり協議会事務局長）
- ・清永五郎（大分県宇佐市安心院町深見地区まちづくり協議会事務局長）

【主催】内閣府／内閣官庁まち・ひと・しごと創生本部事務局
【共催】総務省／農林水産省／国土交通省 【後援】全国市長会／全国町村会

都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

現地調査

各地の小さな拠点や地域運営組織の取組について、現地で調査



市町村担当者への説明会

内閣府・内閣官房の施策や、関係省庁の支援策、全国の取組事例について説明



県・市町村との意見交換会

都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換



開催状況

【平成28年度】

- | | | | |
|----------|-----|---------|-----|
| ✓ 11月22日 | 福岡県 | ✓ 2月 2日 | 徳島県 |
| ✓ 1 月19日 | 秋田県 | ✓ 2月 6日 | 香川県 |
| ✓ 1 月26日 | 大分県 | ✓ 2月13日 | 京都府 |

【平成29年度】

- | | |
|---------|-----|
| ✓ 4月14日 | 福井県 |
| ✓ 9月11日 | 熊本県 |
| ✓ 9月25日 | 青森県 |

平成30年度開催受付中

お問い合わせは、内閣府地方創生推進事務局まで 34

地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き



1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしてもらう。

2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・ 地域住民による活動ステップ
 - ・ 地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口

有識者会議の最終報告を受け、地域運営組織の設立・運営において市町村及び取組地域が現場で活躍できるよう、法人制度や組織運営のノウハウ等に係る現行法制度の整理や優良事例の情報などを収集・整理した「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」を作成。

※小さな拠点情報サイト (http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide) にて公開

主なコンテンツ

① よくあるつまずきポイント

- 地域運営組織を設立しようとしている地域住民や地方公共団体の職員が、設立の過程において直面しがちな「つまずきポイント」を整理し、その解決方法を事例とともに紹介。

(例)

- 地域運営組織を設ける範囲はどうしようか？
- 議論の場への参加状況が芳しくない（若い人や女性に参加してくれない）
- 誰にリーダーになってもらおうか？
- 誰に支援を求めたらよいのか？ 等

③ 自治体による支援の例

- 都道府県や市町村が、補助金の交付によって、地域運営組織の設立や法人格の取得を支援している例を紹介。

② 法人化の検討の進め方

- 法人格を取得するメリットや、法人化の検討プロセスについて解説。各法人格の特徴や、法人格を取得して地域課題の解決に取り組んでいる地域運営組織の事例を紹介。

- 認可地縁団体
- NPO法人
- 認定NPO法人（条例指定制度含む）
- 一般社団法人
- 株式会社
- 合同会社



概要版リーフレットも作成

④ 各種手続きの整理

- 各法人格の手続例を紹介。また、法人化に伴い発生する会計、税務、労務、雇用等に関する運営上の諸手続を整理。

さらに、事例の追加や深掘り等により、
より充実したガイドブックとなるよう、内容を改訂

小さな拠点情報サイトについて（平成29年5月開設）



URL http://www.cao.go.jp/regional_management/

小さな拠点 検索

サイトに関するお問い合わせや、掲載コンテンツに関するご要望は、
内閣府地方創生推進事務局まで

概要

- **小さな拠点・地域運営組織形成のための各種支援制度の閲覧機能**
- **小さな拠点・地域運営組織の取組に関連する優良事例の閲覧機能**
- **地域運営組織の法人化に関する情報の閲覧機能**
- **FAQや関連サイトへのリンク集など関連情報の閲覧機能**

上記機能をもったサイトを内閣府ホームページ内に構築し、小さな拠点・地域運営組織の形成に関する情報を広く発信。
中山間地域等における持続可能な地域づくりの中心となる地域住民やそれらを支援する地方公共団体が実際に地域で活動する際に参考となる情報を掲載。

コンテンツ

- 1. 小さな拠点・地域運営組織の形成について**
小さな拠点や地域運営組織を形成するためのポイントを紹介
- 2. 国の取組**
全国キャラバンや地方創生推進交付金といった内閣府の取組を中心に、関係省庁の支援について紹介
- 3. 地域運営組織の法人化**
地域運営組織を法人化するにあたってのポイントを紹介
- 4. 事例集・手引集**
全国各地の小さな拠点・地域運営組織の事例や、関係省庁が公表している手引集を紹介
- 5. FAQ、リンク**
小さな拠点・地域運営組織に関するFAQ、関係省庁のリンク集

地方創生カレッジによる小さな拠点人材の育成

- 地方創生カレッジにおいて、小さな拠点・地域運営組織に関する7講座を提供し、各地域で小さな拠点・地域運営組織の形成に取り組む人材の育成を図る。

小さな拠点・地域運営組織に関する提供講座（一例）

（いずれも専門編・地域コミュニティリーダー分野）

- ✓ **「小さな拠点とコミュニティ」** 講師：藤山 浩氏（島根県中山間地域研究センター研究統括監）
「小さな拠点」について、その必要性と現状、コミュニティ全体のあり方を考える中で具体的な形成・運営手法、今後の進化について学習。
- ✓ **「地域コミュニティの再生・構築」** 講師：玉村 雅敏氏（慶應義塾大学総合政策学部教授）
動画によるケーススタディを活用しながら、「地域コミュニティの再生・構築」にあたって重視すべき発想や、必要となる知見等について学習。
- ✓ **「『やねだん』の行政に頼らないむらづくり」** 講師：椎川 忍氏（一般財団法人地域活性化センター理事長）、豊重 哲郎氏（柳谷自治公民館館長）
経済循環の創造や自主財源の確保による自主的・主体的な地域づくり、後継者となる人材や全国的なネットワークの構築ができる人材の育成について学習

地方創生カレッジの概要

地方公共団体の職員、民間企業の社員、学生等、地方創生に関心のある人であれば、誰でも受講可

※ 入学金は無料。受講料は現時点では無料

（方向性）

- ① 国が主導し、広く養成機関等の参加を得て、地方創生人材育成に向けた連携の場（プラットフォーム）を形成
- ② 地方創生カレッジを創設し、地方創生に真に必要な実践的なカリキュラムを整備するとともに、eラーニングにより幅広く提供

（基本的な考え）

- ・ 地方創生の深化に向けて、立場や機能に応じた実践的な内容を提供
- ・ 受講者の担うべき役割・経験、直面したフェーズなどに応じた選択受講が可能
- ・ eラーニングを中心に対面・実地での講義・交流機会の提供や各教育機関との連携にも対応

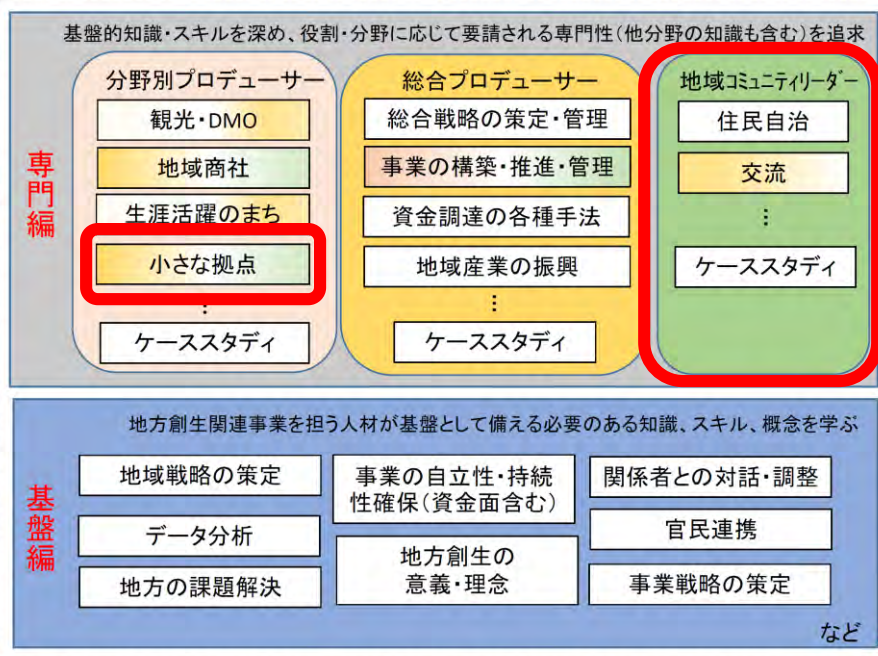
URL <https://chihousei-college.jp/>

受講資格なし

無料※

【eラーニング分野】

【対面・実地】



スクーリング/
ワークショップ

育成人材と地域の
交流・マッチン
グを図る

活動内容の情報
交換を図る

基盤編、専門
編、対面・実
地を組み合わせ
ることで、
コースを設定

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概 要
地方創生推進交付金 【30予算 1,000億円】	内閣府	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組（政策間連携）、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金 【29補正予算 600億円】	内閣府	「生産性革命」等に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【30予算 4億円】	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【30予算 1.2億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【29補正予算 3.5億円】 【30予算 100.7億円】	農林水産省	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概 要
住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～ (平成28年3月) 行政職員による小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた研修の進め方の手引き (平成29年10月) 地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～ (平成29年12月初版発行、平成30年6月改訂) 地方創生 小さな拠点税制活用本 (平成30年6月)	内閣官房 内閣府	地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf 行政職員が中心となって地域住民に小さな拠点や地域運営組織の普及啓発を図る際に必要となる姿勢やテクニックの手引き。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/common/kensyu_susumekata_all.pdf 「地域運営組織の法人化」の観点から、各府省で制度化されている法人制度(認可地縁団体やNPO法人、一般社団法人等)について、それぞれの法人制度が持つ特徴、法人格の取得の進め方や事例を整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/rmoi/index.html#houjinguide 「小さな拠点税制」について、制度の概要、関係するマニュアルやQ&A集などを整理。 http://www.cao.go.jp/regional_management/doc/effort/support/katsuyobon.pdf
地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業 研修用テキスト (平成29年3月) 集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル (平成28年3月)	総務省	課題の解決のヒントとなるような先進的な取組や、研究会における議論を踏まえた解決方策について取りまとめた研修テキスト。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000475597.pdf 住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf
「小さな拠点」づくりガイドブック (平成25年3月) 実践編「小さな拠点」づくりガイドブック (平成27年3月)	国土交通省	「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック)。 http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf
活力ある農山漁村づくり検討会報告書 (平成27年3月)	農林水産省	地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf